

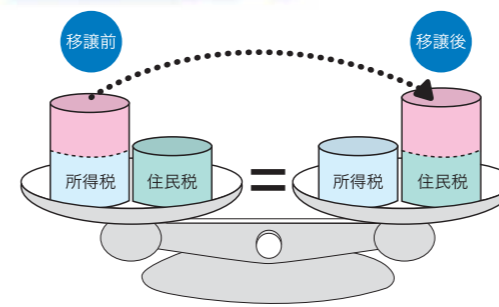
平成19年から

市県民税・所得税の

税率が変わります

国は、「地方でできることは地方に」という方針のもと、三位一体改革（補助金を減らす・地方交付税を見直す・税源を地方へ移譲する）を進めています。
この改革による所得税（国税）から市県民税（地方税）への税源移譲に伴い、皆さんが納めている市県民税と所得税の税率が平成19年から変わります。

図 税源移譲のイメージ



税率が変わっても税負担は変わりません

市県民税は、市や県の財源となる税金で、市内に居住している人や事務所を持っている人が均等の額によって負担する均等割（市民税3,000円、県民税1,500円）と、所得に応じて負担する所得割からなっています。この所得に応じて納める所得割の税率は、これまで3段

階に分かれており、所得の多い人ほど税率が高くなる構造となっていました。しかし、平成19年度分からは、所得の多い少ないにかかわらず、一律10%の税率に統一されます。（図のとおり）

この市県民税所得割の税率10%統一に伴い、国の重要な財源の一つで、個人の所得に対してかかる所得税の税率は、最低税率が10%から5%に引き下げられ、最高税率が37%から40%に引き上げられます。（図のとおり）

また、市県民税と所得税の人的控除（配偶者控除や扶養控除など）の差に対応した減額措置なども講じられます。この結果、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなりますが、税源の移し変えな

モデルケース

【独身者の場合（年額）】

給与収入	税源移譲前（円）			税源移譲後（円）			負担増減額
	所得税	市県民税	合計	所得税	市県民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	376,500	404,500	781,000	0円



【夫婦 + 子供2人の場合（年額）】

給与収入	税源移譲前（円）			税源移譲後（円）			負担増減額
	所得税	市県民税	合計	所得税	市県民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円



夫婦 + 子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、実際の負担増減額には平成19年度から定率減税が廃止されるなどの影響があります。

ので、皆さんの税負担は基本的に変わりません。（図のとおり）

なお、市県民税所得割の税率は平成19年6月から、所得税の税率は、平成19年1月から適用されます。

税源移譲以外の税制改正

税源移譲による税負担の増減はありませんが、次の税制改正により、所得金額が同じでも平成19年度以降の市県民税の負担は増えることとなります。

定率減税の廃止

平成11年度から景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税（市県民税所得割額の75%（限度額2万円））が平成19年度から廃止されます。老年者非課税措置の廃止
平成17年1月1日現在65歳以上で所得が125万円以下の人に対する均等割及び所得割課税が3分の1から3分の2に見直されます。

【問い合わせ先】

市民税課 市民税係
0994・43・2111
内線3114・3115

図 所得税の税率

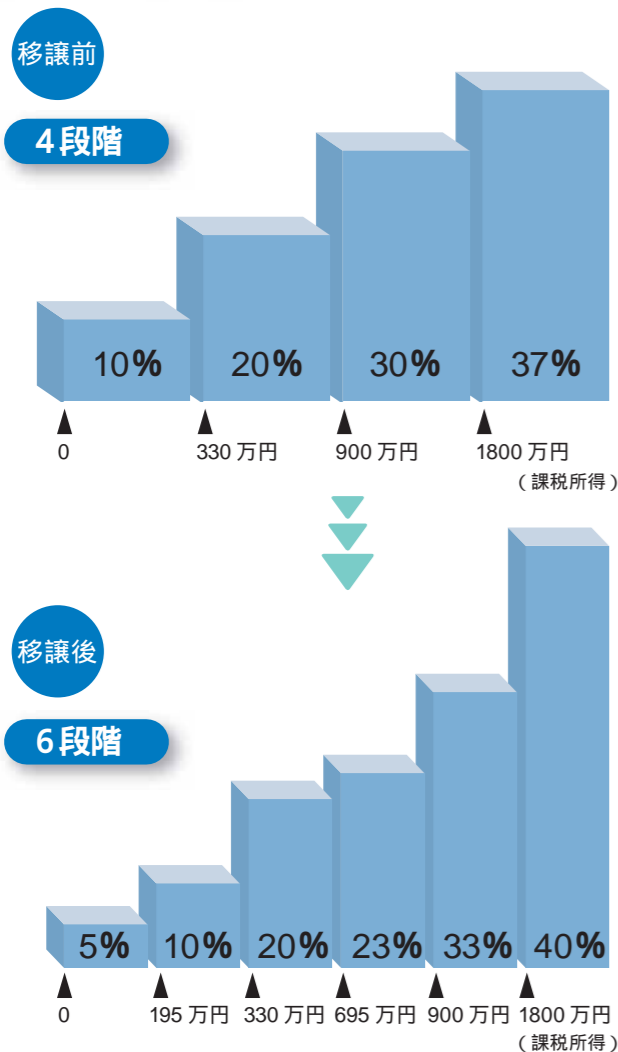
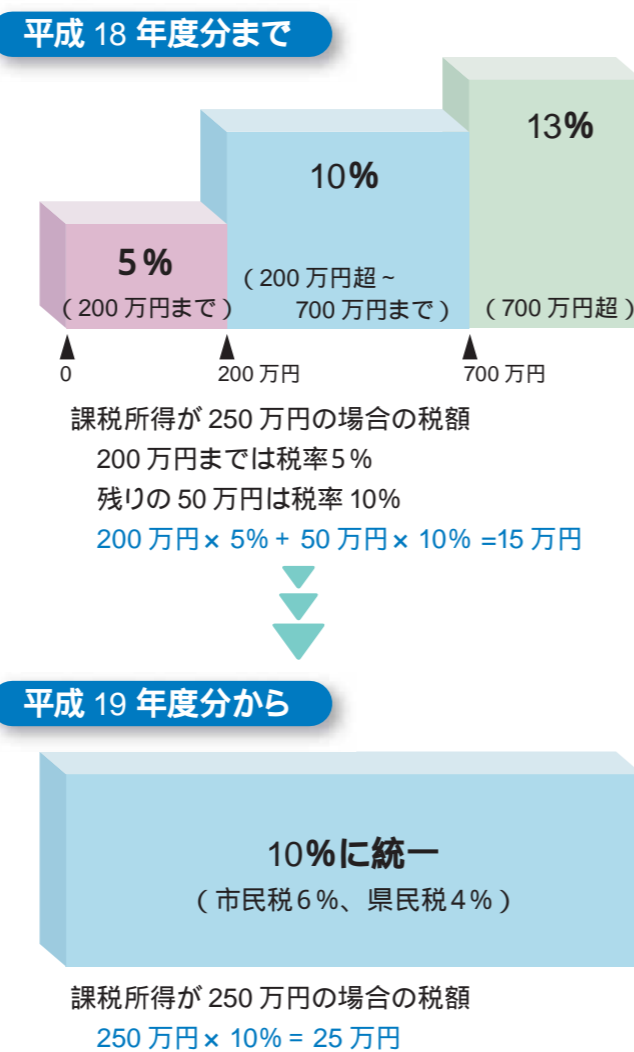


図 市県民税所得割の税率



課税所得とは...給与や事業収入などの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額です。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

税率変更の時期

税目	職業	サラリーマン	年金受給者	自営業・農業
所得税		平成19年1月から（平成19年末の年末調整時）	平成19年2月の年金受給から（確定申告をする場合は、平成20年の確定申告時）	平成20年の確定申告時
市県民税		平成19年6月の税額通知から		